

株 主 各 位

福岡県糸島市多久819番地2
五洋食品産業株式会社
代表取締役 舛 田 圭 良

第44期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第44期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、令和元年8月27日（火曜日）午後6時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 令和元年8月28日（水曜日）午後2時
2. 場 所 福岡県糸島市多久819番地2
五洋食品産業株式会社 プレゼンルーム
3. 目的事項
報告事項 第44期（平成30年6月1日から令和元年5月31日まで）
事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 取締役7名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出願います。また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.goyofoods.co.jp>）に掲載させていただきます。
 - ◎ 株主総会の決議結果につきましては、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.goyofoods.co.jp>）に掲載することによりお知らせいたします。

(添付書類)

事業報告

(平成30年6月1日から
令和元年5月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国の経済は、米中の貿易摩擦や英国のEU離脱問題など世界経済の不透明感が残るものの、総体的には堅調に推移し、国内においても企業の設備投資や雇用情勢の改善などを背景に景気は緩やかな回復基調で推移しました。

洋菓子業界とりわけ当社におきましては、需要の季節変動が大きく、夏場にあたる第1四半期会計期間に需要が最も落ち込み、クリスマス等のイベントがある12月を含む第3四半期会計期間に需要が最も高まる傾向にありますが、このような経営環境のなか、当社は4つの販売チャネル、「飲食店等（プロ）向け業務用スイーツ事業（業務用チャネル）」、「宅配向けスイーツ事業（宅配用チャネル）」、「小売市場向けスイーツ事業（小売用チャネル）」、「海外向けスイーツ事業（輸出チャネル）」のそれぞれについて、新規及び既存取引の拡大に努めてまいりました。

この結果、業務用チャネルにおいては、PB開発、老健施設及び外食業態への需要の高まりにより、既存取引先への取引が堅調に推移したことから業務用チャネルの売上高は1,467,272千円（前年同期は1,390,232千円、77,040千円の増収、対前年同期比5.5%増）となり大幅な増加を達成いたしました。

以上の結果、当事業年度の売上高は2,132,473千円（前年同期は2,054,369千円、78,104千円の増収、対前年同期比3.8%増）、営業利益は18,227千円（前年同期は5,328千円、12,899千円の増益、対前年同期比242.1%増）、経常利益は278千円（前年同期は経常損失17,279千円、17,558千円の改善）、当期純利益は26,292千円（前年同期は6,744千円、19,548千円の増益、対前年同期比289.9%増）となりました。

また、当社が重要業績評価指標と位置付けているEBITDAは141,559千円（前年同期は122,979千円、18,579千円の増加）、EBITDAマージンは6.6%（前年同期は6.0%、0.6ポイント上昇）となりました。

※EBITDA＝営業利益＋減価償却費等の非現金支出費用

※EBITDAマージン＝EBITDA÷売上高

(2) 設備投資の状況

当社は、売上規模の増加に伴い製品のバリエーションの増強と製品の品質向上や職場環境改善を目的として、継続的に生産設備を増強・保全及び更新しております。

当事業年度に実施した設備投資の総額は45,266千円であり、その主なものは、マルチスライサー、自動靴洗浄機、身体冷却システム等であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度においては、設備投資等を目的として、金融機関より長期借入金100,000千円を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社が属する食品業界におきましては、景気回復への期待感が高まるなか、全体的には消費者の物価上昇を懸念した節約志向が残り、個人消費の本格的な回復にはしばらく時間がかかるものと予想されます。一方、商品嗜好は多様化し、健康、高付加価値、利便性が求められるなか、消費者の食に対する安全性への関心は非常に高いものとなっております。

このような状況下、当社は、お客様の目線で製品開発に取り組み、安心・安全で高品質な製品を提供するとともに、継続的な成長と安定した収益の確保のため、次のとおり取り組んでまいります。

① 製品の競争優位の確立

嗜好性の多様化に対応するために市場ニーズの収集及び分析に努め、高付加価値の追求と、お客様に価値ある製品を継続的に提供できる開発力の向上に努めるとともに、「必要なときに必要なだけ食べられる」利便性を前面に、製品の競争優位を確立してまいります。

② 販売体制の強化

営業力強化とマーケット開拓機能強化に取り組むとともに、戦略的営業活動を推進し、業務用チャンネルにおける大手外食チェーンを中心とした新規販売先の拡大に注力し、加えてフリーカットケーキ等、新規ラインの商品開発を推進することで、国内、国外（アジア・北米）の新たな市場での売上拡大に努めてまいります。

③ 生産体制の強化

生産部員の育成、作業工程の改善並びに歩留り管理の徹底等により、生産の

効率化を図ることで、原価率の改善に努めてまいります。

また、継続的な安全衛生教育の実施と品質管理の徹底により、安心・安全で高品質な製品を提供してまいります。

④ 生産能力増強、品質向上及び原価改善を目的とした積極的な設備投資

生産量増加、人員不足への対応及び商品の高品質実現のため、生産設備の導入や食品安全マネジメントシステム（FSSC22000）の継続的な運用を積極的に推進してまいります。また、製造コストの低減や歩留まりの改善による原価改善にも継続的に取り組み、より一層の売上拡大、品質向上及び原価改善に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区分	第41期 平成28年5月期	第42期 平成29年5月期	第43期 平成30年5月期	第44期 (当事業年度) 令和元年5月期
売上高 (千円)	1,870,848	1,987,618	2,054,369	2,132,473
経常利益又は経常損失(△) (千円)	88,329	83,094	△17,279	278
当期純利益 (千円)	82,024	72,865	6,744	26,292
1株当たり当期純利益 (円)	52.39	42.43	3.73	14.55
総資産 (千円)	1,565,012	2,806,185	2,531,331	2,607,912
純資産 (千円)	281,032	435,585	442,291	468,556
1株当たり純資産額 (円)	163.71	239.69	243.41	257.95

(注) 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当事業年度の期首から適用しており、前事業年度末の数値につきましては、遡及処理後の数値で表示しております。

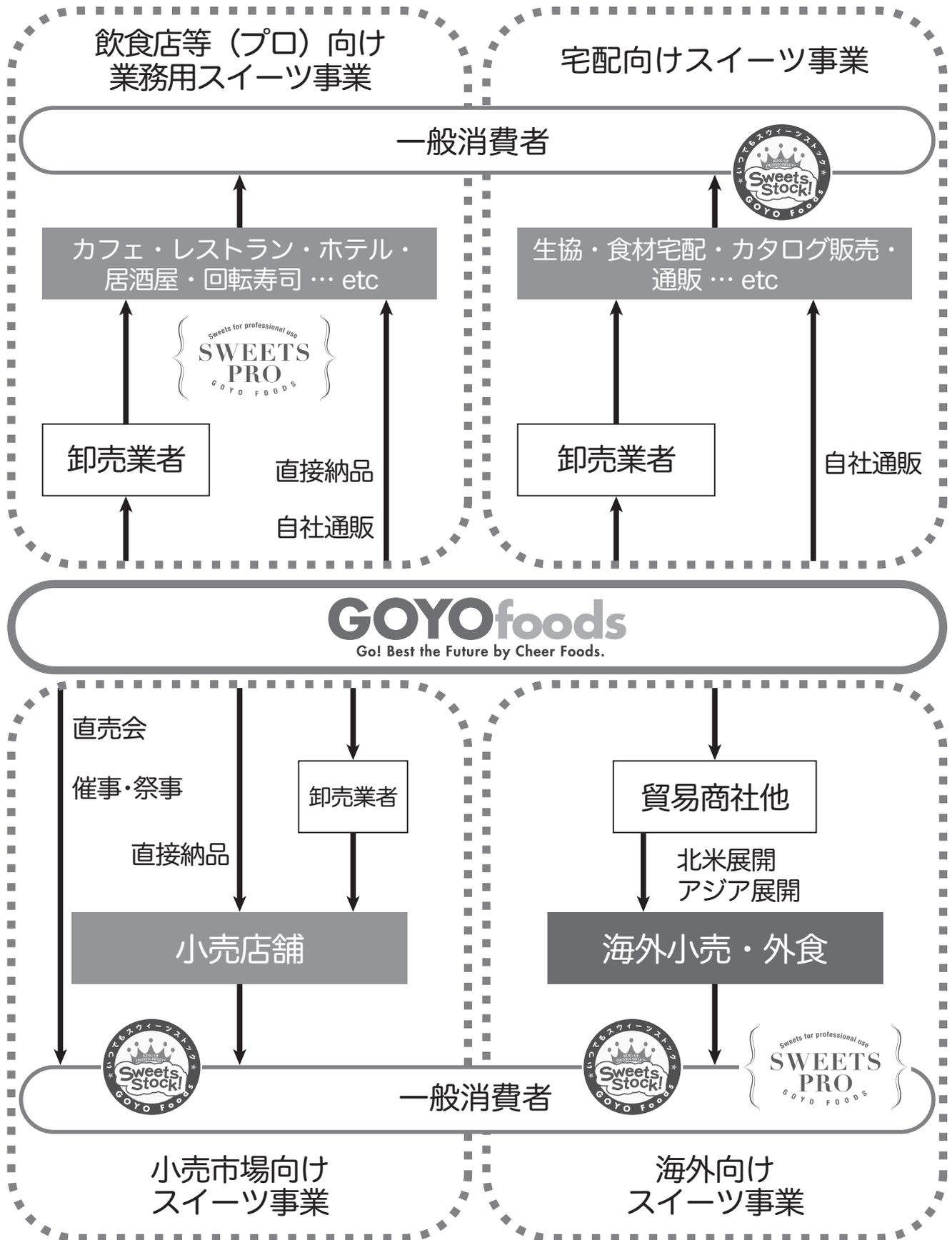
(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（令和元年5月31日現在）

当社は、冷凍洋菓子の製造販売を主体とする冷凍洋菓子事業の単一セグメントであります。販売チャネルに応じ、「飲食店等（プロ）向け業務用スイーツ」「宅配向けスイーツ」「小売市場向けスイーツ」「海外向けスイーツ」の4つを柱とするスイーツの企画開発と生産販売事業を展開しております。これらの販売チャネルに対して直接又は商社、卸売事業者等を通じてアクセスし、国内及び海外の消費者へ当社の商品を供給しております。「小回りの利いた商品企画開発力」、「大量生産でも高品質を維持できる生産技術力」、「スピーディーに商品をお届けできる安定供給能力」を活かして、「企画→開発→生産→供給」までを一貫して行っております。

区分	事業内容
飲食店等（プロ）向け業務用スイーツ事業	飲食店などをはじめとする、外食産業（レストラン、カフェ、回転寿司、ホテル、居酒屋等）向け冷凍スイーツの企画開発及び生産販売を行っております。（「Sweets PRO（プロ向けスイーツ）」ブランド）
宅配向けスイーツ事業	生活協同組合（コープ）をはじめ、夕食材料の宅配、介護・高齢者向け宅配、通販、ピザ等宅配などの宅配業者に、個人消費者向け冷凍スイーツの企画開発及び生産販売を行っております。 また、「Sweets Stock！（これからのスイーツはストックできないと!）」をコンセプトとして自社インターネット通信販売事業を推進し、ブランド展開を図っております。
小売市場向けスイーツ事業	大手コンビニエンスストア、GMS（総合スーパーなどのゼネラルマーチャンダイジングストア）、催事などで、「Sweets Stock！（これからのスイーツはストックできないと!）」をコンセプトとして事業を展開しております。売り場を創設し展開する事業パートナーとともに、フローズンスイーツ市場の活性化を推進しております。
海外向けスイーツ事業	香港やタイなどのアジア諸国、北米等「メイド・イン・ジャパン」スイーツとして輸出を開始し、本格的な海外展開を推進しております。 また、国内事業展開ノウハウを活用し、現地企業やパートナーと提携したライセンス契約等に基づく海外現地生産も視野にいれております。



(8) 従業員の状況（令和元年5月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
82（88）名	1名増（3名増）	32.0歳	4.7年

（注）従業員数は就業員数であり、臨時従業員（パート、アルバイト）は（ ）に年間の平均人員を概数（外書き）で記載しております。

(9) 重要な営業所及び工場（令和元年5月31日現在）

本 社 福岡県糸島市
工 場 同上
東京事務所 東京都港区

(10) 主要な借入先の状況（令和元年5月31日現在）

借 入 先	借入金残高
株式会社日本政策金融公庫	998,023千円
株式会社商工組合中央金庫	233,338千円
株式会社西日本シティ銀行	153,618千円
株式会社宮崎太陽銀行	137,125千円
株式会社佐賀銀行	50,000千円
株式会社広島銀行	50,000千円

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項（令和元年5月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 3,440,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,806,432株（自己株式740株を除く）
- (3) 株主数 94名
- (4) 大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
イノベーション・エンジン食品革新投資事業有限責任組合 無限責任組合員 イノベーション・エンジン株式会社	657,900	36.41
舩田 圭良	231,182	12.79
F P成長支援A号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 フレンドリー・パートナーズ株式会社	150,000	8.30
F Pステップアップ支援投資事業有限責任組合 無限責任組合員 フレンドリー・パートナーズ株式会社	143,032	7.91
N C B九州活性化投資事業有限責任組合 無限責任組合員 N C Bキャピタル株式会社	90,000	4.98
株式会社丸菱	78,000	4.31
エイチシー5号投資事業組合 業務執行組合員 株式会社広島ベンチャーキャピタル	44,000	2.43
上木戸 一仁	27,951	1.54
舩田 タズ子	27,500	1.52
藤永 晋也	22,151	1.22

（注） 持株比率は自己株式（740株）を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

①平成29年5月12日取締役会決議に基づき発行した転換社債型新株予約権付社債の概要

払込期日	平成29年5月29日
区分	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 (平成29年5月29日発行)
新株予約権の数	49個
社債及び新株予約権の発行価額	各社債の金額は4,488,000円(額面100円につき金100円) 各本転換社債型新株予約権の発行価額は無償
新株予約権付社債の総額	219,912千円
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	249,900株 本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。
転換価額	1株当たり880円(固定)。ただし、当社が本新株予約権付社債の発行後、一定の事由により、所定の転換価額調整式をもって転換価額を調整する場合がある。
新株予約権の行使期間	平成29年5月29日から令和3年5月31日まで
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない
転換社債型新株予約権付社債の残高	219,912千円

(注) 当事業年度末における新株予約権の数は49個であります。

②平成29年5月12日取締役会決議に基づき発行した有償ストック・オプションの概要

		新株予約権 (有償ストック・オプション)
発行決議日		平成29年5月12日
新株予約権の数		2,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 200,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 1,292円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 88,000円 (1株当たり 880円)
権利行使期間		令和4年1月1日～令和5年12月31日
行使の条件		(注)1
割当先 (注)2	当社の取締役(社外取締役を除く。) 及び従業員	新株予約権の数 2,000個 目的となる株式数 200,000株 割当者数 12人

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当社の令和元年5月期から令和3年5月期までのいずれかの期の有価証券報告書における損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書）に記載される経常利益の額が、2億円を超過した場合にのみ、権利を行使することができる。なお国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役会にて合理的に定めるものとする。
 - ②新株予約権者は新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の定義に基づくものとし、当社子会社等、当社と資本関係にある会社をいう。以下同様とする。）の取締役、監査役または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、および転籍、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ③新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の法定相続人に限り相続を認めるものとする。
 - ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなる場合、その他法令に違反する場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 - ⑥割当日から本新株予約権の権利行使期間を満了するまでの間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも463円を下回った場合、本新株予約権を行使することはできないものとする。
 - ⑦割当日から本新株予約権の権利行使期間を満了するまでの間（平成30年5月期から令和5年5月期まで）に、当社の有価証券報告書における損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書）に記載される営業利益が2期連続で営業損失となった場合、本新株予約権を行使することはできないものとする。なお国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役会にて合理的に定めるものとする。
2. 交付時の状況を記載しております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（令和元年5月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	舩田圭良	—
専務取締役	藤永晋也	営業部管掌
取締役	井上みゆき	生産部管掌
取締役	山北俊明	管理部長
取締役	伊藤隆生	品質保証部長
取締役	前田隆	株式会社トライアンド代表取締役 株式会社ポルコロツソ監査役 株式会社ボディコープ取締役 株式会社フロンティア取締役 株式会社アクアネット広島取締役 株式会社エムビーエス取締役 株式会社Lib Work取締役
取締役	坂本啓晃	NCBキャピタル株式会社取締役 株式会社地域経済活性化支援機構 マネージング・ディレクター REVICキャピタル株式会社取締役 RFIアドバイザーズ株式会社代表取締役
常勤監査役	大野良一	—
監査役	池田智之	はかた駅前社会保険労務士法人代表
監査役	池田幸	—

- (注) 1. 取締役前田隆氏及び坂本啓晃氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしておりますが、当社が株式上場しているTOKYO PRO Marketは独立役員の届出は義務付けられていないため、届出は行っておりません。
2. 取締役山北俊明氏及び伊藤隆生氏は、平成30年8月29日付で当社取締役に就任いたしました。
3. 常勤監査役大野良一氏及び監査役池田智之氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 常勤監査役大野良一氏は、長きにわたり金融機関に在籍し、豊富な経験をもとに、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 上木戸一仁氏及び正林英治氏は平成30年8月29日開催の第43期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

(2) 当事業年度にかかる取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数 (名)	報酬等の額 (千円)
取締役	8	39,000
監査役	3	6,228
合計	11	45,228

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成3年8月21日開催の第16期定時株主総会において、年額60,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成3年8月21日開催の第16期定時株主総会において、年額10,000千円以内と決議いただいております。
 4. 当事業年度末現在の人員は、取締役7名（うち社外取締役2名）、監査役3名（うち社外監査役2名）であります。上記の支給人員と相違しているのは、平成30年8月29日開催の第43期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含み、無報酬の社外取締役1名を除いているためであります。
 5. 上記報酬等のうち、社外役員（社外取締役及び社外監査役）3名に対する報酬の総額は5,568千円であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏 名	兼職先	兼職内容	当該兼職先との関係
取締役	前 田 隆	株式会社トライアンド 株式会社ポルコロソ 株式会社ボディコープ 株式会社フロンティア 株式会社アクアネット広島 株式会社エムビーエス 株式会社Lib Work	代表取締役 監査役 取締役 取締役 取締役 取締役 取締役	当社と株式会社トライアンド、株式会社ポルコロソ、株式会社ボディコープ、株式会社フロンティア、株式会社アクアネット広島、株式会社エムビーエス、株式会社Lib Workとは、特別な取引等はありません。
取締役	坂 本 啓 晃	NCBキャピタル株式会社 株式会社地域経済 活性化支援機構 REVICキャピタル株式会社 RFIアドバイザーズ株式会社	取締役 マネージング・ ディレクター 取締役 代表取締役	当社とNCBキャピタル株式会社、株式会社地域経済活性化支援機構、REVICキャピタル株式会社、RFIアドバイザーズ株式会社とは、特別な取引等はありません。
監査役	池 田 智 之	はかた駅前社会保険 労務士法人	代表	当社とはかた駅前社会保険労務士法人とは、特別な取引等はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
取締役	前田 隆	取締役会19回すべてに出席し、上場制度に関する豊富な経験と専門性の高い知見を活かし、企業規律やコンプライアンスの観点から発言を行い、経営監視機能を十分に発揮しました。
取締役	坂本 啓 晃	取締役会19回すべてに出席し、投資家として豊富な経験及び見識を有し、当社の経営全般に対する発言を行い、経営監視機能を十分に発揮しました。
常勤監査役	大野 良 一	取締役会19回すべてに出席し、常勤監査役として、必要に応じ経営の妥当性や適正性の発言を行い、監査機能を十分発揮しました。また、監査役会を主導し、監査役会14回すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議及び取りまとめを行いました。
監査役	池田 智 之	取締役会19回すべてに出席し、社会保険労務士法人の代表者として、客観的な視点から主に労務、人事に関する発言を行い、監査機能を十分発揮しました。また、監査役会14回すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行いました。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社定款及び会社法第427条第1項の規定により、非業務執行取締役並びに監査役との間で損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 如水監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	7,625千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法上の監査に対する報酬等の額と株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」の監査に対する報酬等の額を区分していないため、上記の金額には、これらの合計を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合には、監査役会が会社法第340条の規定により、会計監査人を解任いたします。

また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 経営理念及び行動指針の主旨徹底を図ることにより、役職員のコンプライアンス意識の醸成及び向上に努めるものとする。
- ② 役職員は、法令、定款、株主総会決議、取締役会決議及び社内規程等の定めに従い、職務を執行するものとする。
- ③ 社外取締役及び社外監査役を設置して、取締役の職務執行に対する牽制並びに監督機能の向上を図り、コーポレート・ガバナンスの充実に努めるものとする。
- ④ 内部監査を徹底して、使用人の法令、定款及び社内規程等の遵守状況を確認し、必要に応じて是正を講ずるものとする。
- ⑤ 内部通報制度を設けるほか、コンプライアンスに関する教育研修を実施して、コンプライアンス体制の充実に努めるものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

議事録、稟議書及び職務執行に係る重要な情報が記載されたその他の文書等は、法令及び文書管理規程等に基づき、電磁的記録又は文書により、秘密保持に万全を期して保存するとともに、適時に閲覧できるよう検索性の高い状態での管理に努めるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 経営や業績に大きな影響を及ぼす恐れのあるリスクについて、その発生を未然防止するために取締役会及び経営会議に報告のうえ対応を協議するものとする。

する。

- ② 危機管理規程を整備して、不測の事態に迅速に対応できる体制を整備するものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会を毎月1回定期に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、取締役の職務執行を監督するものとする。
- ② 取締役は、取締役会で決定した経営の基本方針等の下に職務執行するとともに、その執行状況を取締役に報告するものとする。
- ③ 業務分掌規程、職務権限規程及び稟議規程等を定め、業務執行の責任体制と業務プロセスを明確にすることにより、取締役会の決定に基づく職務執行について、迅速かつ効率的な処理が行える体制を構築するものとする。
- ④ 取締役会に加えて、役職員が経営会議により経営情報を可能な限り共有するとともに、予実管理を徹底して、取締役の職務執行の効率性及び実効性の向上を図るものとする。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、その職務を補助すべき使用人を置くものとする。

(6) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役を補助すべき使用人は、監査役より監査業務に必要な指示を受けた場合にその指示に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。
- ② 監査役を補助すべき使用人の任命、異動等の決定については、監査役の事前の同意を得るものとし、人事考課については、監査役の意見を考慮して行うものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役会へ出席するほか、必要に応じて経営会議及びその他の重要な会議に出席して、又はその議事録等を閲覧するものとする。
- ② 取締役及び使用人は、監査役から報告を求められた場合は、必要な報告及び情報提供を適切に行うものとする。
- ③ 取締役及び使用人は、経営や業績に大きな影響を及ぼす恐れのある事項や重大な法令又は定款違反並びにその他不正行為に関する事項を予見し、又は発

- 見した場合は、直ちに監査役に報告するものとする。
- ④ 取締役及び使用人が、監査役へ報告したことを理由とする不利な取り扱い及び報復行為等を禁止するものとする。
- (8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等を当社に対して請求した場合は、当該請求に係る費用等が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれを処理するものとする。
- (9) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、監査役監査の実効性を確保するために、代表取締役社長、取締役、内部監査責任者及びその他重要な使用人等と必要に応じて意見交換するほか、代表取締役社長に対して監査役監査の体制整備等を要請することができるものとする。
- ② 経営会議及びその他の重要な会議の開催にあたり、監査役が出席する機会を設けるものとする。
- ③ 監査役、内部監査責任者及び監査法人との連携体制の整備に協力するものとする。
- (10) 反社会的勢力排除に向けた体制
- ① 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たないことを基本方針とする。
- ② 取引開始に際して、取引先の反社会性を検証するものとする。
- ③ 取引先に反社会性が確認された場合は、速やかに取引を解消するものとする。
- ④ 平素から、法律顧問及び警察等の外部専門機関と連携して情報収集に努めるとともに、有事における対応体制を整備するものとする。
- (11) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ① 経理業務に係る規程等を整備するとともに、金融商品取引法及びその他の関係法令等を遵守して、財務報告の信頼性を確保するための体制の充実を図るものとする。
- ② 内部監査による継続的なモニタリングにより、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を把握並びに評価するとともに、必要に応じて是正するものとする。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための運用状況の概要は次のとおりであります。

(1) 取締役の職務の適正について

取締役会は19回開催いたしました。

取締役会では、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役を2名、社外監査役を2名選任しており、取締役会においてその見識を踏まえた意見や指摘を受けることで取締役会における経営判断の適切性の向上と監督機能の強化を図っております。

加えて、部門長以上のメンバーで構成する経営会議を12回開催し、当社の経営状況や課題などの報告を受けました。

(2) 監査役の職務の適正について

取締役会をはじめ、重要な会議に出席し、取締役の職務の執行状況について監査を実施しました。また監査役会を14回実施したほか、代表取締役社長の指名を受けた内部監査責任者や会計監査人と意見及び情報の交換を行い、監査の実効性を確保しました。

(3) 内部統制について

内部監査部門が中心となり、業務監査及び内部統制監査を実施し、内部統制システム全般についての整備と運用状況の評価並びに改善を行いました。

(4) 反社会的勢力排除について

契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むとともに、反社会的勢力の情報を収集する取組みを継続的に実施いたしました。

(注) 本事業報告に記載されている金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(令和元年5月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	941,379	流動負債	691,001
現金及び預金	476,352	買掛金	141,873
売掛金	235,357	短期借入金	300,000
電子記録債権	10,339	1年内償還予定の社債	31,500
商品及び製品	161,924	1年内返済予定の長期借入金	97,524
仕掛品	4,425	未払金	43,731
原材料及び貯蔵品	40,452	未払費用	43,016
前払費用	3,512	未払法人税等	826
その他	9,168	未払消費税等	28,640
貸倒引当金	△153	預り金	1,414
固定資産	1,666,059	賞与引当金	2,475
有形固定資産	1,634,301	固定負債	1,448,354
建物	901,505	転換社債型新株予約権付社債	219,912
構築物	47,708	長期借入金	1,224,580
機械及び装置	327,226	退職給付引当金	3,862
車両運搬具	1,182		
工具、器具及び備品	42,464		
土地	314,213		
無形固定資産	3,954	負債合計	2,139,355
商標権	1,008	純資産の部	
ソフトウェア	2,111	株主資本	465,938
その他	833	資本金	100,000
投資その他の資産	27,803	資本剰余金	176,310
投資有価証券	124	その他資本剰余金	176,310
出資金	10	利益剰余金	190,076
従業員に対する長期貸付金	798	利益準備金	2,150
破産更生債権等	556	その他利益剰余金	187,926
長期前払費用	201	繰越利益剰余金	187,926
繰延税金資産	8,495	自己株式	△448
投資不動産	16,694	評価・換算差額等	34
その他	1,437	その他有価証券評価差額金	34
貸倒引当金	△515	新株予約権	2,584
繰延資産	474		
社債発行費	336		
その他	137	純資産合計	468,556
資産合計	2,607,912	負債純資産合計	2,607,912

損益計算書

(平成30年6月1日から
令和元年5月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		2,132,473
売上原価		1,556,582
売上総利益		575,890
販売費及び一般管理費		557,663
営業利益		18,227
営業外収益		
受取利息	15	
受取配当金	1	
受取家賃	733	
受取補償金	4,481	
物品売却益	524	
貸倒引当金戻入額	29	
助成金収入	7,167	
還付金収入	70	
その他	192	13,217
営業外費用		
支払利息	28,807	
社債利息	1,364	
その他	994	31,166
経常利益		278
特別利益		
補助金収入	26,327	26,327
税引前当期純利益		26,605
法人税、住民税及び事業税	826	
法人税等調整額	△513	313
当期純利益		26,292

株主資本等変動計算書

(平成30年6月1日から
令和元年5月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	100,000	176,310	176,310	2,150	161,634	163,784
当期変動額						
当期純利益					26,292	26,292
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	—	26,292	26,292
当期末残高	100,000	176,310	176,310	2,150	187,926	190,076

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算差 額等合計		
当期首残高	△430	439,664	43	43	2,584	442,291
当期変動額						
当期純利益		26,292				26,292
自己株式の取得	△17	△17				△17
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△9	△9	—	△9
当期変動額合計	△17	26,274	△9	△9	—	26,264
当期末残高	△448	465,938	34	34	2,584	468,556

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準

その他有価証券

- ・時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・時価のないもの……………移動平均法による原価法

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品、製品、仕掛品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・原材料……………先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定額法によっております。

② 無形固定資産……………定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 投資不動産……………定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 退職給付引当金……………従業員に対する退職金の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると見込まれる額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。

② 繰延資産の処理方法

社債発行費……………社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

2. 表示方法の変更

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 平成30年3月26日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 △600,287千円

(2) 投資不動産の減価償却累計額 △15,919千円

(3) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物 892,932千円

機械及び装置 2,523千円

土地 137,625千円

計 1,033,081千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金 45,974千円

長期借入金 578,085千円

計 624,059千円

4. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,807,172	—	—	1,807,172

(2) 自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	720	20	—	740

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加20株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 新株予約権に関する事項

(単位：千円)

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)			
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権(平成29年5月29日発行)	普通株式	249,900	—	—	249,900
合計		249,900	—	—	249,900

- (注) 1. 転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。
 2. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却超過額	104千円
たな卸資産評価損	1,978千円
貸倒引当金	227千円
賞与引当金	843千円
退職給付引当金	1,316千円
その他	588千円
繰越欠損金	44,637千円
繰延税金資産小計	49,697千円
評価性引当額	△41,184千円
繰延税金資産合計	8,513千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△17千円
繰延税金負債合計	△17千円

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入及び社債発行により調達しております。なお、デリバティブ等の投機的な取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は主として取引先の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は1年以内の支払期日であります。借入金及び社債は、運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

- ・市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券である株式は、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

- ・資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和元年5月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注)2.をご参照ください。)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	476,352	476,352	—
(2) 売掛金	235,357	235,357	—
(3) 電子記録債権	10,339	10,339	—
資産計	722,049	722,049	—
(1) 買掛金	141,873	141,873	—
(2) 短期借入金	300,000	300,000	—
(3) 1年内償還予定の社債	31,500	32,150	650
(4) 1年内返済予定の長期借入金	97,524	97,573	49
(5) 転換社債型新株予約権付社債	219,912	219,912	—
(6) 長期借入金	1,024,580	1,014,100	△10,479
負債計	1,815,389	1,805,609	△9,779

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 1年内償還予定の社債、(5) 転換社債型新株予約権付社債

これらの時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定しております。

(4) 1年内返済予定の長期借入金、(6) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額 (千円)
長期借入金	200,000

長期借入金に含まれる「資本性劣後ローン」は、借入時において金利は設定されず、減価償却前売上高経常利益率等に基づく成功判定区分で決定するため、合理的に将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(6) 長期借入金」には含めておりません。

8. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	257円	95銭
(2) 1株当たり当期純利益	14円	55銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

該当事項はありません。

記載金額につきましては、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

ただし、1株当たり情報及び金額以外の数字につきましては、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

独立監査人の監査報告書

令和元年 7 月 25 日

五洋食品産業株式会社
取締役会 御中

如水監査法人

指定社員 公認会計士 児 玉 邦 康 ⑩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 村 上 知 子 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、五洋食品産業株式会社の平成30年6月1日から令和元年5月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成30年6月1日から令和元年5月31日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、監査役会を毎月定期的に開催し、取締役会の議案についての事前審査、各監査役の活動状況・活動結果の共有、意見交換等を行いました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況について、取締役及び使用人等から定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人如水監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

令和元年7月31日

五洋食品産業株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	大野良一	Ⓔ
監査役（社外監査役）	池田智之	Ⓔ
監査役	池田幸	Ⓔ

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
1	ますだ けいすけ 舛田 圭良 (昭和44年1月9日生)	平成5年4月 日野自動車工業株式会社 (現日野自動車株式会社) 入社 平成9年1月 当社入社 平成10年8月 監査役 平成11年9月 取締役 平成13年8月 代表取締役 平成18年8月 代表取締役社長 (現任)	231,182株
2	ふじなが しんや 藤永 晋也 (昭和39年9月26日生)	平成元年4月 クレディ・スイス・グループ入社 平成12年1月 ジャーディン・フレミング証券入社 平成12年9月 INGベアリング証券入社 平成14年6月 KBC証券入社 平成22年9月 マッコーリー・キャピタル証券入社 平成24年3月 株式会社アリストゴラ・アドバイザーズ 取締役コーポレートファイナンス本部 マネージング・ディレクター 平成25年8月 当社取締役 平成29年8月 取締役営業部・企画開発部管掌 平成30年3月 取締役営業部管掌 平成30年8月 専務取締役営業部管掌 (現任)	22,151株
3	いのうえ みゆき 井上 みゆき (昭和55年3月27日生)	平成12年4月 有限会社ケーキハウストミタ入社 平成18年5月 株式会社ABC Cooking Studio入社 平成23年2月 当社入社 平成27年7月 執行役員企画開発部長 平成28年9月 執行役員内部監査室長 平成29年6月 執行役員生産部・需給調整部管掌 平成29年8月 取締役生産部・需給調整部管掌 平成30年3月 取締役生産部管掌 (現任)	100株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
4	いとう たかお 伊藤 隆生 (昭和49年10月5日生)	平成10年4月 日本研紙株式会社入社 生産技術課配属 平成28年12月 当社入社 平成29年6月 品質管理室長 平成30年3月 品質保証部長 平成30年8月 取締役品質保証部長(現任)	一株
5	もちまる なおゆき ※持丸 直之 (昭和39年7月4日生)	昭和63年5月 CSK株式会社(現SCSK株式会社)入社 平成6年6月 株式会社パナホーム福岡 (現パナソニックホームズ株式会社)入社 平成17年4月 株式会社久原本家 (現株式会社久原本家グループ本社)入社 平成28年6月 医療法人順和 長尾病院入職 平成29年10月 当社入社 平成30年9月 内部監査室長 令和元年6月 執行役員管理部長(現任)	一株
6	まえだ たかし 前田 隆 (昭和47年5月19日生)	平成8年7月 伊藤博税理士事務所 (現伊藤隆啓税理士事務所)入所 平成12年4月 株式会社ディー・ブレイン九州入社 平成13年6月 同社取締役コンサルティング部長 平成21年8月 同社代表取締役 平成21年10月 株式会社ポルコロツソ監査役(現任) 平成24年8月 株式会社エムビーエス監査役 平成26年6月 LIEN株式会社 (現株式会社ボディコープ)取締役(現任) 平成26年9月 株式会社トライアンド設立 代表取締役(現任) 平成27年5月 当社取締役(社外)(現任) 平成28年2月 株式会社フロンティア取締役(現任) 平成28年6月 株式会社アクアネット広島取締役(現任) 平成28年8月 株式会社エムビーエス取締役(現任) 平成29年9月 株式会社Lib Work取締役(現任)	一株
7	あべ しんいち ※阿部 慎一 (昭和59年3月7日生)	平成19年12月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ)入所 平成24年1月 株式会社コスメックス (現MDVトライアル株式会社)入社 平成27年2月 株式会社地域経済活性化支援機構入社 平成31年1月 同社シニアマネージャー(現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. ※印は、新任の取締役候補者であります。
3. 所有する当社の株式数は、令和元年5月31日現在のものです。
4. 前田隆氏及び阿部慎一氏は、社外取締役候補者であります。
5. 社外取締役候補者の選任理由及び責任限定契約について
- (1) 社外取締役候補者の選任理由について
- 前田隆氏は、上場制度に関する豊富な経験及び見識を有しており、独立した立場から取締役等の職務執行を監督していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- 阿部慎一氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、投資家として豊富な経験及び見識を有しており、独立した立場から取締役等の職務執行を監督していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 責任限定契約について
- 当社は、会社法第427条第1項に基づき、前田隆氏との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。前田隆氏の再任が承認された場合には、前田隆氏との当該契約を継続する予定であります。
- また、阿部慎一氏が社外取締役に選任された場合には、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
6. 前田隆氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年3ヶ月となります。
7. 前田隆氏及び阿部慎一氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしておりますが、当社が株式上場しているTOKYO PRO Marketは独立役員の届出は義務付けられておりません。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役大野良一氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
おのりょういち 大野良一 (昭和22年4月16日生)	昭和45年4月 株式会社福岡銀行入行 平成6年10月 同行西久留米支店長 平成10年6月 同行事務統括部事務集中室長 平成13年10月 同行監査部上席検査役 平成14年4月 株式会社福岡カード入社 平成14年6月 同社取締役 平成16年6月 九州日本信販株式会社 常務取締役 平成20年6月 同社監査役 平成21年8月 株式会社九州日立ソリューションズ 顧問 平成22年5月 当社監査役(社外)(現任)	1,924株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 所有する当社の株式数は、令和元年5月31日現在のものであります。
3. 大野良一氏は、社外監査役候補者であります。
4. 候補者は、過去に当社の社外監査役を9年間務め、当社の事業内容等に精通しており、また、長きにわたり金融機関に在籍し、豊富な経験をもとに、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、社外監査役候補者とするものであります。なお、本議案が原案どおり承認された場合には、当社定款及び会社法第427条第1項に基づき、当社は候補者との間で、損害賠償責任限定契約を継続する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額であります。
5. 大野良一氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年3ヶ月となります。
6. 候補者は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしておりますが、当社が株式上場しているTOKYO PRO Marketは独立役員の届出は義務付けられておりません。

以上

